

厚生労働大臣の定める揭示事項

I. 厚生労働大臣の定める揭示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【概要】

施設名	医療法人カタクリ会 よしか病院
所在地	島根県鹿足郡吉賀町六日市 368 番地 4
開設者	吉賀町町長 岩本 一巳
管理者	よしか病院 院長 安 浩義

II. 診療日及び診療時間

診療時間	午前9時00分～午後5時00分
受付時間	午前8時30分～午前11時00分 午後1時00分～午後4時00分
診療日	月曜日～金曜日（ただし、年末年始・祝祭日を除く）

III. 入院時食事療養（I）に係る食事療養について

当院では、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しています。

IV. 特定療養費について

当院では、通算の入院期間が180日を超えた場合、厚生労働大臣の定めにより、入院基本料の一部について、次のとおり実費徴収をしております。

◆一日につき1,940円（消費税込）

令和7年9月1日

医療法人カタクリ会 よしか病院 院長